

領事出張サービス利用要領 《 ミシガン州ノバイ市 》

～ 2019 年 4 月 16 日、5 月 15 日／於 Novi Civic Center ～

会場・日時

Novi Civic Center (ノバイ市役所) 住所: 45175 W. 10 Mile Rd., Novi, MI 48375
 2019 年 4 月 16 日(火) 午後 1 時から午後 5 時
 2019 年 5 月 15 日(水) 午後 1 時から午後 5 時

実施項目 (原則、ミシガン州とオハイオ州ご在住者が対象です。それ以外の方は、事前にご相談ください。)

◇ 旅券(パスポート)の申請・交付	p.1
◇ 在外選挙登録申請	p.3
◇ 在留証明、および署名証明の申請	p.4
◇ 身分事項証明(英文の出生・婚姻・離婚・死亡証明書など)の交付	p.5
◇ 旅券所持証明の交付	p.5
◇ 在留届の受付	
◇ 各種相談(戸籍・国籍関係など)	

◆ 旅券(パスポート)の申請・交付手続き

1. 申請・交付のタイミング

ノバイ領事出張サービスをご利用になる場合、次の 3 つの選択肢があります。

- Option 1. 4 月 16 日に Novi Civic Center にて申請、5 月 15 日に同会場にて新旅券を受け取る。
- Option 2. 4 月 16 日、または 5 月 15 日に Novi Civic Center にて申請し、後日、在デトロイト日本国総領事館の窓口にて新旅券を受け取る。(Novi Civic Center で申請をしてから 10 営業日以降、いつでも当館にて受け取り可能。来館予約不要。)
- Option 3. 領事出張サービスの前にあらかじめ、在デトロイト日本国総領事館にて申請手続きを終え、4 月 16 日、または 5 月 15 日に Novi Civic Center にて新しい旅券を受け取る。
 - 4 月 16 日に Novi で受け取る場合: 3 月 29 日までに申請手続きを終える。
 - 5 月 15 日に Novi で受け取る場合: 4 月 26 日までに申請手続きを終える。

2. 申請書類の入手方法

(1) パスポート申請書をダウンロードする場合

外務省ホームページから申請書をダウンロードすることができます。なお、これは電子申請が行えるというものではありませんので、ご注意ください。

- a) 申請書は[こちら](#)からダウンロードでき、必要事項を入力の上、印刷(白黒・カラーともに可)ができます。
 (当館ホームページ 》 手続・届出 》 パスポート 》 パスポート申請書ダウンロード)
- b) 印刷すると2枚になります。**2枚とも申請者ご本人の署名欄があります。お忘れなくご署名ください。(この要領 P10～11 の記入例を参照)**

(2) 郵送等で申請書を入手する場合

次の2点を当館へ送付し、申請書を事前に入手してください。

- a) 旅券申請書請求票（この要領 p.7）
- b) 返信用封筒：Forever 切手3枚を貼り、返信宛先（氏名と住所）を記載してください。旅券申請書は折り曲げることができないため、返信用封筒の大きさは、A4サイズ用の紙が折り曲げずに入るものに限ります。

※ Novi Civic Center にて申請する場合、事前にダウンロードまたは郵送によって申請書を入手し、領事出張サービス当日は、記入済みの申請書をその他の必要書類と併せてご持参いただくことをお勧めします。事前に申請書をダウンロードまたは当館から入手する時間がない場合は、[こちら](#)にて当日持参すべき書類を確認の上、ご来場ください。申請書は、当日、会場に準備します。

（当館ホームページ 》 手続・届出 》 パスポート 》 旅券の新規切替）

3. 申請（申請書や写真など必要書類の提出）

Novi Civic Center にて申請する場合、提示資料（Green Card や重国籍者の外国旅券、英文出生証明書、婚姻証明書など）は、**原本提示に加え、それらのコピーを提出用にご持参ください**。（日本国旅券と戸籍は、原本をいただきますので、コピーは不要です。旧旅券は新旅券の交付の際に返却します。）

申請を受理した時点で、新旅券受領の際にお持ちいただくものをご説明いたします。

【注意】 申請書には2ヶ所の署名欄があります。特に、申請書裏面（ダウンロード申請書の場合は2枚目）の自署欄は、戸籍上の氏名を日本語でくずさず記入してください（無記入や英語表記での署名などは不可）。不備のある申請書は受理できませんので、必ず記入例（この要領のp8-9）をご確認ください。

また、写真は国際規格に則ったものを提出いただくこととなりますので、[こちら](#)からご確認ください。（特に、口を開けて歯が必要以上に見えるものや、顔の輪郭が毛髪で隠れているもの、眼鏡に照明が反射したもの、眼鏡のフレームが目にかかっているもの等は不適当とされていますのでご注意ください。）

4. 申請受付確認

【窓口申請の場合】 申請を窓口で受理した時点で、「受理票」をお渡しします。必ず申請時に職員へ、ノバイ会場で受け取り希望の旨を申し出てください。

【ノバイ会場で申請の場合】 申請を受け付けた際に不備がない場合、受理票をお渡しします。不備があった場合は、後日書類がそろい申請を受理した時点で、新旅券受領の際にお持ちいただくものをご連絡します。

【郵送による仮申請の場合】 遠隔地居住者（住所が以下の3郡以外の方：ウェイン郡、オークランド郡、マコム郡）で、郵送による仮申請をされる方は事前にご相談ください。仮申請を当館にて受理した旨は E-mail でご連絡します。

5. 新旅券の受け取り

新生児も含め、旅券名義人ご本人がお越しください。代理人による受け取りはできません。

当日お持ちいただくものに関しては、お渡しする「受理票」、または当館からの E-mail をご覧ください。

【手数料】 新旅券をお受け取りの際に徴収します。できるだけ現金を避けて、マネーオーダー、カンパニーチェック、キャッシュチェックの形でご持参いただきますようご協力ください。

◆平成 30 年度(2019 年 3 月 31 日まで)に申請した場合

10 年用 \$143.00 5 年用 (12 歳以上) \$98.00 (12 歳未満) \$54.00
記載事項変更旅券 \$54.00

◆平成 31 年度(2019 年 4 月 1 日から)に入ってから申請した場合

10 年用 \$145.00 5 年用 (12 歳以上) \$100.00 (12 歳未満) \$55.00
記載事項変更旅券 \$55.00

◇ 在外選挙登録申請の受付

1. 申請書

当日、会場でご記入いただけますが、[外務省ウェブサイト](#) より「[在外選挙人名簿登録申請書](#)」を事前にダウンロードし記入したものを当日お持ちいただくこともできます。

2. 事前連絡

当館の領事出張サービス担当まで選挙登録予定者のお名前、生年月日、および電話番号を事前にお知らせください。当日、その方の在留届情報を当館より持参します。

連絡先(領事出張サービス担当)

E-mail: senkyo@dt.mofa.go.jp Phone: 313-567-0120 Ext. 215

3. 必要書類など

(1) 日本国旅券(有効なもの)の**原本**

(2) 現住所に3か月以上前から入居していることが確認できる書類を 1 点(在留届を3か月以上前に当館へ提出済みの場合、この書類は不要です。)

例: ① 住宅賃貸契約書

② 米国運転免許証: 現住所が記載されており、発行日から3か月が経過していること。

③ 現住所記載の米国運転免許証(発行から3か月以内)と、3か月以上前に発行された公共料金請求書の組み合わせ。

※ 海外居住期間が3か月未満でも、領事出張サービスで登録申請することは可能です。その場合は、申請書を当館で一旦お預かりし、3か月の居住要件を満たした後に、手続きを進めることになります。

(3) 当日、申請書を会場にて記入する場合は、本籍地と日本国内で最後に住民登録をしていた住所を正確に記載できるようご準備ください。(それらの情報の疎明資料を提示する必要はありません。)

(4) 代理人申請をご希望の方は、事前連絡の際にその旨を言及ください。追加書類をご案内いたします。

◆ 在留証明、署名証明：事前連絡、申請から証明書が手元に届くまでの流れ

※ 証明業務は、原則、オハイオ州とミシガン州ご在住者が対象です。それ以外の方は、当館まで事前にご相談ください。

1. 事前連絡

次の情報を当館までご連絡ください。申請書と当日ご持参いただくものなどの案内を送付します。

- (1) 申請者氏名
- (2) 申請予定の証明書の種類、形式、およびおよその必要枚数
例：在留証明 形式1を3通 および 署名証明 形式2(単独形式)を3通
- (3) 申請書等の送付先：e-mail address、または、郵送先住所
- (4) 電話番号
- (5) 在留届提出の有無

連絡先

E-mail: senkyo@dt.mofa.go.jp Phone: 313-567-0120 Ext. 215

2. 領事出張サービス当日：申請手続き

申請書をその他の必要書類と併せて当日、ご持参ください。原則、申請人ご本人が会場へお越しください。

3. 当館による証明書の作成、および交付

領事出張サービスで受けた申請案件は、後日、当館事務所にて証明を作成し、申請者へ送付します。発送までの所要時間は、5から10業務日を目安としてください。遅配・不達等、当館外で発生した問題に対しては、当館では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

尚、証明書を送付する際に使用する封筒は、申請者の方にご準備いただきます。(申請の際に、他の書類と併せてご提出ください。) 郵便局、DHL、FedEx、UPS など配達業者は問いませんが、送料は、申請者の方のご負担となります。詳細は、当館から e-mail 等でお送りする案内をご参照ください。

< 証明書の種類 >

A. 在留証明：在留証明には、2つの形式があります。

形式1：日本の住民票に代わる書類としての書式 → 一個人の米国での現住所のみを証明。

形式2：次の **a.** や **b.** に該当する場合などは、形式2の在留証明が適切かと思われます。

- a.** 現住所に加え、米国内で過去に居住していた住所とその時期も記載されていることが必要な場合。(日本での受験の際、米国滞在が合計何年になるかを証明する必要がある場合など。)
- b.** 同居家族の氏名が記載されている証明が必要な場合。

B. 署名証明：貼付形式と単独形式の2種類があります。

形式1 (貼付形式)：委任状、契約書、遺産分割協議書など署名を必要とする書類を会場へ持参いただき、当館職員立ち会いの場で、ご本人にご署名と捺印をいただきます。これらの書類に、後日、当館事務所にて、「この書類に署名と捺印を押したのは、〇〇△△さんご本人です。当館職員がその場に立ち合い、確認しました。」という書面(=証明書)を貼り付け、お返しします。

形式2 (単独形式)：当館から持参する所定の書式に申請人のご署名と捺印をいただき、「この署名の筆跡と捺印は、〇〇△△さんのものです。」と証明します。

◇ 身分事項証明(英文の出生・婚姻・離婚・死亡証明書など): 証明書を受け取るまでの流れ

1. 申請手続き

[こちら](#)を参照の上、必要書類一式を当館へ e-mail、fax、または郵便にて提出してください。

(当館ホームページ 》 手続・届出 》 届出・証明書の発給 》 身分事項に関する英文証明)

申請締切日

■ 4月16日に Novi で受け取る場合: **3月29日当館必着**

■ 5月15日に Novi で受け取る場合: **4月26日当館必着**

E-mail: shoumei@dt.mofa.go.jp

Fax: 313-567-0274

※ E-mail と Fax の件名欄には、受け取り予定日と会場を明記。例: 「4月16日、ノバイ会場」

郵便の宛先: Consulate General of Japan
400 Renaissance Center, Suite 1600, Detroit, MI 48243
Attn.: 英文証明係

2. 申請受付確認(当館からの連絡)

当館で申請を受け付けた旨、確認の E-mail を申請者の方へ送信します。(郵送申請の場合は、電話連絡。)

申請書類提出から一週間が経過しても当館より連絡がない場合は、お問い合わせください。

3. 領事出張サービス会場での証明書の受け取り

証明書を受け取る際にご持参いただくものは、上の「2. 申請受付確認(当館からの連絡)」の段階で個別にご案内申し上げます。

◇ 旅券所持証明: 証明書を受け取るまでの流れ

1. 申請手続き

[こちら](#)を参照の上、必要書類一式を当館へ E-mail、または郵便にて提出してください。

(当館ホームページ 》 手続・届出 》 届出・証明書の発給 》 旅券所持証明)

注: 申請者から送信(送付)いただく旅券と査証の写しが、当館で作成する証明の裏面に転写され、旅券所持証明の一部となります。文字や顔写真が判読し難いもの、また、旅券や査証の一部が写っていないものなど、受け付けられない場合がありますので、スキャンの際には、十分ご注意をお願いします。また査証欄の写しについては最新の状態で写しを作成ください。

申請締切日

■ 4月16日に Novi で受け取る場合: **3月29日当館必着**

■ 5月15日に Novi で受け取る場合: **4月26日当館必着**

E-mail 送信先: shoumei@dt.mofa.go.jp

※ E-mail の件名欄には、受け取り予定日と会場を明記。例: 「5月15日、ノバイ会場」

郵送先: Consulate General of Japan
 400 Renaissance Center, Suite 1600, Detroit, MI 48243
 Attn.: 旅券所持証明係

2. 申請受付確認(当館からの連絡)

当館で申請を受け付けた旨、確認の E-mail を申請者の方へ送信します。(郵送申請の場合は、電話連絡。)

申請書提出から一週間が経過しても当館より連絡がない場合は、お問い合わせください。

3. 領事出張サービス会場での証明書の受け取り

証明書を受け取る際にご持参いただくものは、上の「2. 申請受付確認(当館からの連絡)」の段階で個別にご案内申し上げます。

【参考】旅券所持証明を受け取ることができるのは、次の方々のみです。

- a. 申請人ご本人(=新生児も含め、旅券名義人を指します。)
- b. 代理人(代理人になれるのは、ご家族のみ。)

2. 申請受付確認(当館からの連絡)

当館で申請を受け付けた旨、確認の E-mail を申請者の方へ送信します。(郵送申請の場合は、電話連絡。)

申請書提出から一週間が経過しても当館より連絡がない場合は、お問い合わせください。

3. 領事出張サービス会場での証明書の受け取り

証明書を受け取る際にご持参いただくものは、上の「2. 申請受付確認(当館からの連絡)」の段階で個別にご案内申し上げます。

【参考】旅券所持証明を受け取ることができるのは、次の方々のみです。

- c. 申請人ご本人(=新生児も含め、旅券名義人を指します。)
- d. 代理人(代理人になれるのは、ご家族のみ。)

領事出張サービスに関するご質問、ご相談等は、在デトロイト日本国総領事館へお問い合わせください。

領事出張サービス担当 電話番号: 313-567-0120 内線 215

領事出張サービスに関する当館 HP は[こちら](#)

(当館ホームページ 》 手続・届出 》 領事出張サービス)

以上

旅券申請書の請求票

(申請書を入手する際に、この用紙と返信用封筒を当館へご送付ください。ダウンロード申請書をご利用の方はこの請求票は不要です)

入手希望 申請書	該当する項目にチェックしてください。 ☐ 10年用旅券申請書 (枚) ☐ 5年用旅券申請書 (枚) 注：20歳未満の申請者は、5年用のみ申請可能。 ☐ 記載事項変更旅券申請書 (枚)
氏名 (ふりがな) (申請予定者 全員)	
住所	
e-mail	
電話番号	
新旅券の 受け取り場所	該当する項目にチェックしてください。 ☐ 在デトロイト総領事館 窓口 ☐ ノバイ領事出張サービス

資料請求先住所: Consulate General of Japan
400 Renaissance Center, Suite 1600, Detroit, MI 48243
Attn.: 領事出張サービス係

旅券申請書 署名欄の記入例

所持人署名

枠内に申請者本人が署名して下さい。

申請者が5歳以上の場合は自筆の署名をお願いします。

(平仮名や英字も可/TAROのみ可)

本人が署名できない場合は親権者が以下のとおり代筆して下さい。

※訂正不可

日本語での記入例

山田 太郎
山田 一郎 (父) 代筆

英語での記入例

Taro Yamada
By Ichiro Yamada
(Father)

新規・切替		一般旅券発給申請書		5年用	
(20歳未満の申請者又は20歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請者用)					
受理日	受理番号		区分		確認
有効期間	発行年月日	交付年月日	旅券番号		
写真		氏名 (な読みで記入)			
注意 1. 申請者本人のみ 2. 6ヶ月以内に撮影したもの 3. 正面、無帽、無背景 4. 縦45mm×横35mm 5. ふちなし、頭は額頂から 6. 顔までが34mm±2mm 7. 撮影した写真は旅券に転写される		山田 太郎 YAMADA TARO			
所持人自署		性別	生年月日	市区町村	
山田 太郎		男	10/12/26	千葉県 成田市成田1丁目1番	
旅券番号		MS 0123456		発行年月日 20160608	
最後に発給を受けた旅券に記載の姓をローマ字で記入してください。		YAMADA			
この申請書を提出する日の年齢		20歳以上の場合は、下欄の()内に「5」と必ず記入してください。		※3日以内に紛失(盗失)届出を行っている場合は、枠内に「印」を記入してください。	
私は有効期間が (5) 一般旅券の発給を希望します。					
住所		400 Renaissance Center Suite 1600 Detroit, MI 48243 U.S.A.			
電話番号		313 (567) 0120			
携帯番号		313 (567) 0224			
その他勤務先など日中の連絡先		電話 313 (555) 0000			
日本国内の緊急連絡先		住所 東京都千代田区霞ヶ関 2-2-1 氏名 山田 二郎 申請者との関係 祖父 電話 03 (3333) 1122			
刑罰等		※次の各事項に該当しているか否か、□に「印」を記入してください。 (本人又は法定代理人が記入してください。) 1. 外国で入国拒否、退去命令又は処罰されたことがありますか。 はい ☐ いいえ ☒ 2. 現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態ですか。 ☐ はい ☒ 3. 現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。 また刑の執行を受けなければならぬ状態にありますか。 ☐ はい ☒ 4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか。 ☐ はい ☒ 5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を使用し(未遂を含む)、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがありますか。 ☐ はい ☒			
現在外国の国籍を有していますか。		はい ☒ いいえ ☐ (※該当する枠内に「印」を記入してください) 「はい」の場合 どの国の国籍ですか。 米国 取得年月日 1998 年 12 月 26 日 どのような方法で取得しましたか。 外国籍の父又は母の子として出生 ☐ 外国での出生 ☒			

ヘボン式表記一例

シェ: SHIE ジェ: JIE チェ: CHIE ティ: TEI ディ: DEI デュ: DEYU ドウ: DO
ファ: FUA フィ: FUI フェ: FUE フォ: FUU ニィ: NII ニエ: NIE

ヘボン式表記と読み方の一例 ※ヨミカタの表記部分は () 内をご参照下さい。

ヴァ: BA (ヨミカタ: バ) または BUA (ヨミカタ: ブア)

ヴィ: BI (ヨミカタ: ビ) または BUI (ヨミカタ: ブイ)

ヴ: BU (ヨミカタ: ブ)

ヴェ: BE (ヨミカタ: ベ) または BUE (ヨミカタ: ブエ)

ヴォ: BO (ヨミカタ: ボ) または BUO (ヨミカタ: ブオ)

旅券申請書 署名欄の記入例

訂正に関して：書き損じた場合、＝線で訂正を行い、空いている箇所に正しいもの
をご記入下さい。ただし申請者署名・法定代理人署名部分はインシヤルが必要
です。

[illegible]

申請者が20歳未満の場合、法定代理人の署名が必要です。

※必ず法定代理人本人が署名して下さい。

間違えた場合は＝線で消し、＝線の横にイニシャルを記入し、空白箇所正しく署名して下さい。

・親権者である両親が署名してください

(例) 山田 一郎 山田 花子 ※外国籍の方はサイン(Signature)で結構です。

- ・片方の親権者しか署名できない場合

(例) 山田 一郎 私は他方の親権者山田花子の同意を確認しました。